

4 月 1 日 からの 変更 点 の 概 要

予約・キャンセル

《これまでのルールや手続き》

《変更されたルールや手続き》

利用予約の申込方法

- ・ 暫定的にメール等で利用申込
 (抽選申込時は 1 施設につき 4 件まで)
 (「1 件」とは、1 日の中の連続するコマで構成される「1 件」の予約を指します)



- ・ 施設予約システムから予約申込 (メール等は不可)
 (抽選申込時は施設全体で 4 件まで申込可能。当選後、22 日までにシステムから確定する操作が必要)
 (システムでの予約受付は令和 4 年 4 月 1 日の 5 時開始予定です。また、現在実施しているメールでの予約受付を、3 月 30 日の 15 時で締め切りますので、ご承知おきください。)

使用許可申請

- ・ 抽選結果の公表される 16 日から申請手続きが可能
- ・ 使用日の 3 日前までに手続きを行う
- ・ 紙での申請書を町役場の窓口に提出



- ・ 使用月の前月 1 日から申請手続きが可能
- ・ 使用日の 5 日前までに手続きを行う
- ・ 使用料が発生しない予約については、紙での申請書提出が不要になる
 (使用料が発生しない予約は、担当者が確認後、登録されたメールアドレスに許可証を送付します)
 (使用料が発生する予約は、これまでどおり、窓口で紙の申請書の提出と使用料の支払いが必要です)

利用予約の取り消し・変更

- ・ 利用日の 5 日前までにメールでキャンセルを申し出る
- ・ 雨天等で使えなかった利用日の後にメールで振替を申し出る。



- ・ 使用許可の前後で方法が異なる
 使用許可を受ける前：利用日の 7 日前までに、システムを操作して取り消し等を行う
 使用許可を受けた後：学校施設使用取消 (変更) 申請書を提出して、取り消し等の申請を行う (振替等の対応が可能なのは 7 日前まで)
- ・ 学校施設使用取消 (変更) 申請書を提出して、振替の申請を行う
 (利用日以降に振替の対応が可能なのは、使用者の責めによらない場合に限り)

4月1日からの変更点の概要

団体登録・使用料

《これまでのルールや手続き》

《変更されたルールや手続き》

団体登録に関すること

・登録期間は3年間



・一般の団体は最長で3年間、中学生以下の団体は最長で1年間
(これまでの登録期間満了後、適用されます)

中学生以下の団体の使用料

・中学生以下の団体は、減免申請書を利用申請時に併せて提出することで減免



・毎年度に1回、中学生以下の団体としての確認書類を提出することで、減免された料金区分を適用。
(※令和4年度の申請期間は4月1日~4月28日を予定。)
(※登録期間が有効となっている団体も提出が必要です。)

【中学生以下の団体の要件】

1. 団体の構成員の半数以上が町内在住の中学生以下の者で組織されている。
2. 団体の活動内容が、所属する中学生以下の者を主体とした活動内容である。
3. 団体の活動が、営利を目的としたものでない。

※営利目的の基準：団体として月謝やそれに類する金銭を徴収しており、団体を運営する個人（法人を含む）の収益となっていること

【必要な確認書類】

1. 申請書
2. 団体名簿（当該年度の最新のもの）
3. 団体の活動内容がわかる書類
4. 団体の会計処理がわかる書類（前年度の会計報告書）

利用時間帯（利用コマ）

体育館（小学校） 南小ふれあいホール	
学校の休業日	9時~12時(3h)
	12時~13時(1h)
	13時~17時(4h)
	17時~19時(2h)
	19時~21時(2h)

グラウンド（小学校）		
学校の休業日	3月~10月	9時~12時(3h)
		12時~13時(1h)
		13時~17時(4h)
	11月~2月	9時~12時(3h)
12時~13時(1h)		
13時~16時(3h)		



体育館（小学校） 南小ふれあいホール	
学校の休業日	9時~12時(3h)
	12時~13時(1h)
	13時~15時(2h)
	15時~17時(2h)
	17時~19時(2h)
	19時~21時(2h)

グラウンド（小学校）		
学校の休業日	3月~10月	9時~12時(3h)
		12時~17時(5h)
	11月~2月	9時~12時(3h)
		12時~16時(4h)